

異動届出書について

給与所得者が転勤、退職等により異動した場合はすみやかに提出してください。

給与所得者が転勤、退職、無給休職、無給の長期欠勤、死亡などの理由によって給与の支払いを受けなくなったときは、給与の支払いがあった月までの月割額を徴収して納入し、異動届出書をその**異動があった日の翌月の10日まで**に必ず提出してください。

異動届出書の提出が遅れた場合、退職者等の残税額は普通徴収*の残りの納期で均等割して徴収するため、個人が1回に納付する税額が多くなることがありますので、ご注意ください。

*普通徴収…個人に直接納税通知書を送付して徴収する方法で、納期は、1期6月末・2期8月末・3期10月末・4期翌年1月末の4回です。

《退職者等にかかる一括徴収制度》

転勤・転職先で特別徴収を継続する場合を除き、退職等の事由により特別徴収できなくなった残税額は、通常、普通徴収により徴収することになりますが、次の場合には特別徴収義務者がその残税額を**一括徴収しなければなりません**。

- イ) 6月1日から12月31日までの間に、退職等により給与の支払いを受けないこととなった場合で、最後に支払われる給与または退職手当等の合計額が残税額を超え、かつ、納税義務者から **一括徴収してほしい旨の申出があったとき**。
- ロ) **翌年の1月1日から4月30日までの間に**、退職等により給与の支払いを受けないこととなった場合で、最後に支払われる給与または退職手当等の合計額が残税額を超えるとき。（この場合、**本人の申出の有無にかかわらず**、一括徴収しなければなりません。）

できるだけ一括徴収を（お願い）

イ) の退職時期が12月31日までの方についても、給与または退職手当等の合計額が残税額を超える場合には、

- ① 改めて納税資金の準備をしなくて済む。
- ② 個人で納付しなくて済む。
- ③ 特に、10月以降に退職した方は、普通徴収の残りの納期が1回（1月末）しかないため、一括徴収すると同じ結果になる。

など、納税者にとって、様々な利点があることをご説明いただき、退職時には残税額の一括徴収の取扱いをしていただきますよう格別のご配慮をお願いいたします。

（お願い）

- 異動届出書は2部綴っています。不足する場合は、コピーまたは、宗像市ホームページからダウンロードして使用してください。
- 退職等による異動で、残税額の徴収を普通徴収に切り替える場合は、本人にその旨を必ず伝えてください。
- 非課税のため市民税・県民税・森林環境税を給与等から天引きしていない方についても提出してください。

《異動届出書記入例》

(給与等の最終支払い月が2月で、2月分(3月10日納期限分)で一括徴収する場合)

- ①の欄 「特別徴収税額の通知書」の指定番号を記入してください。
- ②の欄 婚姻等により姓を変更した場合は、新旧それぞれ記入してください。
- ③の欄 1月1日現在の住所を記入してください。その後住所の変更があった場合は、異動後の住所も正確に記入してください。
- ④の欄 「特別徴収税額の通知書」の特別徴収税額を記入してください。なお、年度途中に「変更通知書」を受けた方については、変更後の特別徴収税額を記入してください。
- ⑤の欄 異動した人の月割額を「当月初分から何月分まで徴収したか」と、「その期間の徴収済額」を記入してください。一括徴収の場合は、市への納入済額を記入してください。

(注意)

上記⑤の「何月分まで」及び「徴収済額」に誤記があった場合、個人に対し残税額を普通徴収した後に、追徴あるいは還付しなければならないこととなりますので、十分にご注意ください。

- ⑥の欄 異動の事由が発生した(する)日付をご記入ください。
- ⑦の欄 該当する徴収方法の数字を記入してください。
 - 1. 転勤・転職先で特別徴収継続
 - 2. 残税額を一括して徴収し納入
 - 3. 上記以外で残税額を普通徴収へ
- ⑧の欄 転勤・転職先で特別徴収を継続する場合、新しい勤務先に月割額と徴収開始月を連絡し、記入してください。
- ⑨の欄 新しい勤務先にすでに当市が指定した番号がある場合、記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収

| | | | |
|--|--|---|--|
| (あて先) 宗像市長 令和 2 年 2 月 1 日提出 | | 所在地 〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 | 特別徴収義務者 指定番号 000600000 |
| フリガナ トウゴウ ジロウ | | フリガナ ムナカタカブシキガイシャ | 所属 人事課 |
| 氏名 東郷 次郎 | | 氏名又は名称 宗像株式会社 | 氏名 宗像 太郎 |
| 生年月日 S45 年 10 月 15 日 | | 個人番号 1234567890123 | 電話 0940-36-7350 内線 () |
| 個人番号 987654321098 | | 特別徴収税額 (年税額) 49,500 | 異動の事由 1. 退職 2. 転勤・転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由] |
| 受給者番号 123 | | 徴収済額 (イ) 31,500 | |
| 1月1日現在の住所 宗像市日の里1丁目2-3 | | 未徴収税額 (ウ) 18,000 | 異動年月日 R 2 年 1 月 31 日 |
| 異動後の住所 同上 | | 異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付) | |

| | | | |
|---------------------------------|-----------|--|--|
| 1. 特別徴収継続の場合 | | 新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(□月□日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 | |
| (8) 特別徴収義務者 指定番号 9 | (新規) 法人番号 | 受給者番号 11 | |
| 所在地 下 10 | | 担当者 氏名 電話 内線 () | |
| フリガナ | | 所属 氏名 電話 内線 () | |
| 氏名又は名称 | | 受給者番号 11 | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-------|--|---------------------|--|---|--|
| 2. 一括徴収の場合 | | 徴収予定日 | | 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) | | (13) 左記の一括徴収した税額は、 2 月分(3月10日納入期限分)の 納入書で納入します。 | |
| 理由 2 | | 2月13日 | | 18,000 円 | | | |
| 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため | | | | | | | |
| 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため | | | | | | | |

| | | | |
|---|--|----------------------------------|--|
| 3. 普通徴収の場合 | | ※市町村記入欄 | |
| 理由 14 | | 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため | |
| 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため | | | |
| 3. 死亡による退職であるため | | | |

- ⑩の欄 新しい勤務先の所在地・名称を記入してください。
- ⑪の欄 異動した人の新しい勤務先での受給者番号を記入してください。
- ⑫の欄* 一括徴収する理由で該当する数字を記入してください。

- ⑬の欄 一括徴収した税額を何月分(何月何日納入期限分)で納入するかを記入してください。
 - ⑭の欄* 一括徴収しない(できない)理由で該当する数字を記入してください。
- ※⑫、⑭の詳細については、前頁のイ)、ロ)を参照

